

# 多摩川小学校PTA規約の改正に関する議案

## 1. 規約改正の背景

これまでPTAは本部役員と各委員会で活動してきました。近年、「できる人が無理なく参加できる仕組み」が求められるようになりました。

令和5年度に委員会を廃止、役員選出方法を見直し、令和6年度から新しい組織体制で活動を行っています。人手不足を補うため「通年サポーター」という新しい仕組みを導入し、現在はこの体制で運営しています。今回の改正は、これまでの変更を整理し、分かりやすくまとめることが目的です。

## 2. 主な改正内容

1. 「通年サポーター」の名称や役割を規約に明記
2. PTAへの入会・退会が任意であることを明確化
3. 本部役員の人数や教職員の配置を見直し
4. 関係団体への出向者を「出向委員」として整理(役員とは別)
5. 内規にあった内容を規約に移行、新しく「多摩川小学校PTA運用ルール」を作成
6. 会費の使い道を明確化
7. その他、文言の整理・修正

## 3. 改正によるメリット

- サポーターの役割が明確になり、活動内容が分かりやすくなる
- 役員の負担軽減につながる
- 実情に合った柔軟な体制で運営できる
- 会費の使い道が明確になり、透明性が高まる

## 4. ご理解いただきたい点

これまでの委員会制度の経緯は条文上読み取りにくくなりますが、活動の趣旨は変わりません。

## 5. 改正のポイント

- 組織 : PTAは任意組織であることを明確化
- 事業 : 活動内容を具体的に整理
- 会員 : 入退会が任意であることと手続き方法を明記
- 会費 : 納入方法や途中退会者の取り扱いを整理
- 会計 : 保険などの支出内容を規約に明記
- 役員 : 人数や任期を柔軟に、教職員の負担を軽減
- 役員職務 : 出向者を整理、入退会管理担当を明確化
- 通年サポーター : 役割と招集方法を規約に新設
- 個人情報・慶弔・同好会・活動費 : 内規から規約に移行し明文化または新たに記載
- 会議 : 名称や構成員を整理し、総会の手順を明確化

## まとめ

今回の改正により、PTA規約はより分かりやすく、運営が透明で柔軟なものになります。会員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 項目別 新旧対照表

(※改正部分が多岐にわたるため、新旧対照表では下線・取り消し線を省略し、文章で改正箇所を示しています。)

### 【名称及び目的について】

・規約をより読みやすくするため、構成を見直し、「名称」と「目的」を分けて定めることとしました。あわせて、表現の見直しも行っています。

現行	改正案
<p>第一章 名称及び目的</p> <p><b>第一条</b> 本会は、調布市立多摩川小学校PTA（以下、「本会」と記載。）と称し、本部事務局を調布市立多摩川小学校（以下、「多摩川小」と記載。）に置く。</p> <p><b>第二条</b> 本会は、学校と家庭と地域社会とが互いに協力して児童が心身ともに健全で幸福な成長をするよう努力するとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。</p>	<p><b>第一条</b> 名称及び事務局 当会は「多摩川小学校PTA（Parent-Teacher-Association）」（以下「本会」という）と称し、本部事務局を調布市立多摩川小学校（以下「多摩川小」という）に置く。</p> <p><b>第二条</b> 目的 本会は、児童の健全な成長のために、家庭と学校及び地域社会が連携協力し、教育及び地域生活の充実に努めることを目的とする。</p>

### 【方針】

・PTAが特定の機関や団体に属さない任意の組織であることを明確にするため、規約の文言を整理するものです。これにより、会員の皆さまの共通理解を図ります。

・現行規約第三条第四項は、令和5年度改正時に、PTA会長が学校運営協議会（CS：コミュニティ・スクール）の構成員となることを想定して設けられた規定です。しかし、制度上その参加は義務ではなく、現状にも該当していないため、実態に即していない規定として削除するものです。

現行	改正案
<p>第二章 方針</p> <p><b>第三条</b> 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動するものとする。</p> <p>一 会員相互の協力のもと、自発的な活動を原則とし、目的を同じくする他の団体や機関と協力する。</p> <p>二 政党、宗教にかたよることなく、また、個人的営利を目的とするような行為は行わない。</p> <p>三 学校の人事には干渉しない。</p> <p>四 学校の運営、管理には、調布市の規定に基づき、必要に応じて意見を発することとする。なお、学校に対する意見は、会長のみが本会を代表して申し入れることとする。</p>	<p><b>第四条</b> 方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本会は、学校の人事及び管理運営には干渉しない。</li> <li>2 本会は、児童の教育並びに福祉の向上を目的として活動する関係諸機関及び団体と協力する。</li> <li>3 本会は営利的、宗教的又は政治的な活動を行わない。</li> <li>4 本会は、独立した組織であることを自覚し、自主性をもって運営するとともに、他の団体又は機関からの統制及び干渉を受けない。</li> <li>5 本会は、透明性のある会計記録の維持及び健全な財政運営を図り、会員に対して適切に情報を開示する。</li> <li>6 本会は、すべての法令及び規則を遵守し、社会を構成する一員としての自覚と責任をもって行動する。</li> </ol>

【事業】

・事業内容が抽象的で会員間の共通理解を得にくい状況であるため、本会の目的に沿って実施する事業を具体的に列挙し、活動内容を明確化する。

現行	改正案
<p>第三章 内容</p> <p><b>第四条</b> 本会は、第二条の目的を達成するため、次の活動をするものとする。</p> <p>一 よい保護者、よい教師となるよう会員の教養の向上を図る。</p> <p>二 家庭と学校との緊密な協力によって、児童の生活の向上を図る。</p> <p>三 児童の生活環境をよくすることに努める。</p>	<p><b>第三条</b> 事業</p> <p>1 本会は、第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学校教育活動への協力</p> <p>(2) 家庭教育・地域教育に関する活動</p> <p>(3) 会員相互の親睦と啓発活動</p> <p>(4) 広報活動</p> <p>(5) その他、本会の目的達成に必要な事業</p>

【会員】

・会員については、入会及び退会が任意であることと、その手続き方法を明記し、会員の意思に基づく参加であることを明確にします。

・「保護者」の定義については、一般的な解釈に委ね、過度な限定は行わないこととします。

・会費の納入は会員の義務であり、入会の条件ではないことを明確にするため、入会手続きに関する規定を見直し、「システム（マ・メール）への登録」をもって入会完了とする形に改めます。

(現行)「システム(マ・メール)での同意」+「会費納入」 ➡ 入会完了

(変更案)「システム(マ・メール)への登録」 ➡ 入会完了

現行	改正案
<p>第四章 会員</p> <p><b>第五条</b> 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 多摩川小に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの。</p> <p>なお、これに代わるものには、祖父母や両親の兄弟姉妹を含むこととする。</p> <p>二 多摩川小に勤務する教職員。</p> <p><b>第六条</b></p> <p>一 会員は、会員管理システムへの入会意思表示及び会費の納入をもって入会とし、会員は児童が多摩川小に在籍する間、退会の意思表示がない限り、会員資格を継続して保有する。</p> <p>二 会員は、同一家庭内で複数名の登録を行う場合、前項に掲げる入会意思表示において、その家庭を代表する会員を正会員として登録し、その他の者は副会員として登録することに留意する。</p> <p>三 総会における議決権は各家庭に一の議決権を付与することとし、その議決権は、前項に掲げる正会員として登録した者に付与する</p>	<p><b>第五条</b> 入会</p> <p>1 本会は、多摩川小に在籍する児童の保護者及び多摩川小に勤務する教職員で、本会の趣旨に賛同する者が入会することができる。</p> <p>2 入会の申込みは、多摩川小学校PTA運用ルール（以下「本会運用ルール」という）に定める方法により行うものとする。</p> <p><b>第六条</b> 退会</p> <p>1 会員は、いつでも本会を退会することができる。</p> <p>2 退会を希望する者は、本会運用ルールに定める方法により行うものとする。</p> <p>3 児童の卒業、転校等により会員資格を喪失した場合は、自動的に退会したものとする。</p> <p>4 教職員が勤務校を異動した場合は、会員資格を喪失し、自動的に退会したものとする。</p> <p><b>第七条</b> 会員の権利及び義務</p> <p>1 会員は、全て平等の権利と、会費納入の義務を有する。</p> <p>2 会員は、本規約を遵守し、本会の目的達成のために協力する。</p> <p>3 会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。</p>

**【会費】**

- ・納入方法を現在の運用実態に合わせるため、これまでの「会員が指定する金融機関」ではなく、「役員会が指定する金融機関へ納入する」旨に改めるものです。
- ・途中退会者等が生じた場合などを想定し、すでに納入された会費の取り扱いについて規定を設けます。これにより運用上の混乱を防ぎ、会員の皆さまにとって分かりやすい仕組みとします。

現行	改正案
<p><b>第七条</b> 会員は本会運営を協力し合い支えるため、原則として会員全員が会費を納めるものとする。ただし、教職員会員からは会費を徴しない。</p> <p>一 会費は、年額千七百円也（一家庭）とする。ただし、特別の事情があるものについては、これを減免することが出来る。</p> <p>二 年会費の額を一時的に減額する場合は、総会において予算案と合わせて承認を得ることとする。</p> <p>第五章 経理</p> <p><b>第八条</b> 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁されるものとする。</p> <p>一 会費の納入方法は、原則として、会員が指定する金融機関より自動振替で一括納入される。</p> <p>二 自動振替による引き落としができなかった場合は、指定口座への振込等、別の方法で徴収する。なお、現金による授受は行わないものとする。</p>	<p><b>第八条</b> 会費</p> <p>1 本会運営を協力し支え合うため、会費について次のとおり定める。</p> <p>(1) 教職員を除く会員全員が年額1,700円（一家庭）を収めることとする。</p> <p>(2) 会費は、役員会が指定する金融機関の口座からの自動振替により、一括して納入するものとする。ただし、指定する金融機関の口座を有しない場合、又はやむを得ない事情がある場合は、振込等の別の方法により納入することができる。なお、現金による授受は行わない。</p> <p>(3) 納入された会費は、一切返還しない。</p> <p>(4) 第1号に定める会費の額を変更する場合は、総会において予算案と合わせて承認を得ることとする。</p>

**【会計】**

- ・会費を原資として加入しているPTA団体保険（2種）について、会計処理及び支出内容の透明性を確保するため、その取り扱いを規約に明記するものです。これにより、会員の皆さまにも、会費がどのように使われているかが分かりやすくなります。

現行	改正案
<p>第五章 経理</p> <p><b>第八条</b> 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁されるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p><b>第九条</b> 会計は、総会において承認された予算に基づいて行われるものとする。</p> <p><b>第十条</b> 本会の決算は、会計監査員の監査を経て総会に報告され承認を得るものとする。</p> <p><b>第十一条</b> 会計年度は、開始を毎年四月一日とし、翌年三月三十一日をもって終了とするものとする。</p>	<p><b>第十五条</b> 会計</p> <p>1 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。</p> <p>3 会計は、総会において承認された予算に基づいて、適正に行う。</p> <p>4 会計報告は監査を経て総会において承認を受ける。</p> <p>5 本会は、会費を原資としてPTA団体傷害保険及びPTA賠償責任保険に加入するものとし、当該保険は、会員並びにPTA活動に参加する児童及びその他の参加者を補償の対象とする。</p>

【役員】

- ・会長以外の役職人数を「若干名」とすることで、事業内容や活動規模の変化に柔軟に対応できるよう見直すものです。
- ・教員の配置については、保護者や地域との連携を大切にしつつ、文部科学省が示す教員の働き方改革の趣旨を踏まえ、教職員の過重な負担とならないよう、一部の配置を縮小・見直すものです。（令和7年11月11日 笹木副校長了承済み）
- ・役員任期の開始と終了を規約に明記することで、会員の皆さまが役員交代の時期を把握できるようにするとともに、運営管理の透明性を高めるものです。

現行	改正案
<p>第六章 役員</p> <p><b>第十二条</b> 本会に次の役員を置くことができるものとする。</p> <p>一 役員</p> <p>会長 父母、その他保護者 一名（計一名）</p> <p>副会長 父母、その他保護者 一名以上 教員 一名（計二名以上）</p> <p>書記 父母、その他保護者 二名 教員 一名（計三名）</p> <p>会計 父母、その他保護者 二名 教員 一名（計三名）</p> <p>学校開放運営委員会担当 父母、その他保護者 二名 教員 二名（計四名）</p> <p>健全育成推進対策委員会担当 父母、その他保護者 二名 教員 二名（計四名）</p> <p><b>第十五条</b> 役員任期は、次のとおりとする。</p> <p>一 役員任期は一年、通算で最大三年とする。</p> <p>又、同一役職は二年までとする。 二 役員に欠員が生じた場合は、第十四条第二項および第三項に遵い後任者を決定し、その任期は、前任者の残りの期間とする（教職員はその限りではない）。</p>	<p><b>第九条</b> 役員</p> <p>1 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 保護者 1名</p> <p>(2) 副会長 保護者若干名、副校長 1名</p> <p>(3) 書記 保護者若干名</p> <p>(4) 会計 保護者若干名、教職員 1名</p> <p>2 役員任期は次のとおりとする。</p> <p>(1) 本会の年度を4月1日から翌年3月31日までとし、年度初めに開催される総会において承認された日から、次期役員が選任される総会の終結までの期間とする。ただし再任を妨げないが、通算3年を限度とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、新年度開始日から総会において次期役員が承認されるまでの間は、前年度の役員が引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>3 欠員が生じた場合は、第十一条第3項のとおり補充することができる。</p>

【役員職務】

- ・学校開放運営委員会出向及び健全育成推進対策委員会出向に関する個別の役員規定を削除し、第十二条に「出向委員」として新たに規定するものです。
- ・会員の入退会管理については、従来、担当者の所在が曖昧であったため、書記の職務として明記します。これにより運営上の責任範囲を明確化し、管理をスムーズに行えるようにするものです。

現行	改正案
<p><b>第十三条</b> 役員は、次の職務を行うものとする。</p> <p>一 会長は、本会を代表して会務を総括する。</p> <p>二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、会長の指示に基づきPTAの催しや行事などの実施のため会員から必要な人員を募り、その取りまとめを行う。</p> <p>三 書記は、総会、役員会、運営委員会の記録を取り、また会務の遂行に必要な庶務を行う。</p> <p>四 会計は、本会会計全般の事務にあたり、年次総会において決算報告を行う。</p>	<p><b>第十条</b> 役員職務</p> <p>1 会長は本会を代表して会務を総括し、総会、役員会及び運営会議を招集し、これを主宰する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、本会に関する事業の管理及び調整を行う。</p> <p>3 書記は総会、役員会及び運営会議の議事を記録し、これを保存するとともに、会合の招集通知、入退会に係る会員管理等の庶務を行う。また、本会の活動に必要な記録及び書類を作成し、会員に対す</p>

<p>五 学校開放運営委員会担当は、学校開放運営委員会に出向し、調布市からの委託業務である調布市立学校総合開放実施要領に定める各種活動を行う。</p> <p>六 健全育成推進対策委員会担当は、健全育成推進多摩川地区委員会に出向し、地区内での青少年の健全育成を推進するための活動を行う。</p> <p>七 任期終了後会長に貳千円の商品券を贈呈する。二年継続の場合は、二年目退任する時に贈呈する。</p>	<p>る活動報告のため、文書等の配信又は配付を行う。</p> <p>4 会計は会費その他の収入及び支出を管理し、予算案及び決算書を作成するとともに、これを総会に報告する。また、会計帳簿の作成並びに関係書類の整理及び保管を行い、会計監査に必要な資料を提出する。</p> <p><b>第十二条</b> 出向委員</p> <p>1 第二条の目的を達成するため、以下の団体へ本会から委員を2名ずつ派遣する。</p> <p>(1) 健全育成推進多摩川地区委員会</p> <p>(2) 多摩川小学校開放運営委員会</p> <p>2 出向委員の選出及び決定は、前条第1項及び第2項を準用する。</p> <p>3 出向委員の任期は、第九条第2項を準用する。</p> <p>4 欠員が生じた場合は、派遣先団体への聴取を行い、会長が必要と判断した場合に限り前条第3項第2号を準用し補充することができる。</p>
--	---

**【役員選出方法】**

- ・ 役員の選出方法については、令和6年度に制定された就任ルールを踏まえ、会員の皆さまへの周知と共通理解を促すため、具体的な選出方法は新しい「多摩川小学校PTA運用ルール」に記載することとしました。これにより、規約自体は簡潔に保ちつつ、選出方法については運用ルールで明確に確認できるようにします。
- ・ 現行規約第5項に記載されている内容は、役員選出ではなく「通年サポーター」の招集に関する事項であると考えられるため、整理し削除します。通年サポーターについては改正案第十三条に改めて規定するものです。

現行	改正案
<p><b>第十四条</b> 役員は、次の方法により選出するものとする。</p> <p>一 役員は、立候補により選出され、立候補者がいない場合は、前年度の役員の推薦により選出する。選出された役員は、総会の承認を得て決定する。</p> <p>二 会長がその就任期間中に事故、又はその他の事情により、職務続行不可能の事態が生じた場合には、本部役員により新会長を選出した上で、これを会員に報し承認を得ることとする。</p> <p>三 会長不在の期間は、第十三条第二項に遵い副会長がその職務を代行する。</p> <p>四 会長以外の役員に欠員が生じ、会の運営に支障が生じた場合は、本部役員により候補者を選出の上で決定し、これを会員に報告する。</p> <p>五 会長は、本会の活動を行うにあたり必要に応じて会員からサポーターを募り、応募のあった者の中からその活動におけるリーダーを指名することができることとする。</p>	<p><b>第十一条</b> 役員の選出方法</p> <p>1 役員は、本会運用ルールに定める方法により選出されるものとする。</p> <p>2 選出された会員は、総会の承認を得て役員として決定する。</p> <p>3 就任期間中に事故、又はその他の事情により職務続行不可能の事態が生じた場合は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長に欠員が生じた場合は、役員会により新会長を選出した上で運営会議で承認を得て決定し、これを会員に報告するものとする。会長不在の期間は、前条第2項に従い副会長がその職務を代行する。</p> <p>(2) 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、本会の運営に支障が生じると運営会議が判断したときに限り、役員会により候補者を選出の上で運営会議で承認を得て決定し、これを会員に報告する。</p>

**【会計監査員】**

- ・ 役員の人数を「若干名」とする変更に伴い、会計監査員の人数規定を撤廃し、前年度の会計担当役員の人数に応じて柔軟に対応できるよう見直すものです。
- ・ 会計監査員が監査に関わる業務の点検も行えるよう、第2項における総会報告事項として追加します。これにより会計監査の役割と報告の内容が明確になり、運営の透明性を高めることができます。

現行	改正案
<p>第七章 会計監査員</p> <p><b>第十六条</b> 本会会計を監査するために、二名の会計監査員を置くものとする。</p> <p><b>第十七条</b> 会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。</p> <p><b>第十八条</b> 会計監査員は、前年度の会計担当役員が就任するものとする。</p> <p>一 前年度の会計担当役員が事情により就任不可の場合は、前年度役員会で協議の上、後任者を決定し、その任に就く。</p> <p><b>第十九条</b> 会計監査員の任期は一年とするものとする。</p> <p><b>第二十条</b> 会計監査員は役員との兼任を認めないものとする</p>	<p><b>第十六条</b> 会計監査員</p> <p>1 本会会計及び運営を監査するために、会計監査員を置く。</p> <p>2 会計監査員は、その年度の会計及び付随する運営全般を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>3 会計監査員は、前年度の会計担当役員が就任するものとする。ただし、前年度会計担当役員が事情により止むを得ず就任不可の場合は、前年度役員会で協議の上後任者を決定する。</p> <p>4 会計監査員の任期は1年とする。</p> <p>5 会計監査員は、役員との兼任を認めないものとする。</p>

**【欠番(令和5年度改正前の規約条項残し)】**

- ・ 欠番として残されていた項目については、存在しない「選考委員」、「学年委員会」及び「学級会」に関する条文を削除し、規約全体の整理と条番号の連続性を確保するものです。これにより、規約がより読みやすく、わかりやすくなります。

現行	改正案
<p>第八章 選考委員会</p> <p><b>第二十一条</b> 選考委員（欠番）</p> <p>第九章 会議</p> <p><b>第二十六条</b> 学年委員会（欠番）</p> <p><b>第二十七条</b> 学級会（欠番）</p>	<p>削除</p>

**【会議の種類】**

- ・ 名称を整理し、各会議の構成員を明記することで、運営上の理解と参加範囲をより明確にするものです。具体的には、これまでの「運営委員会」を「運営会議」とし、「サポーター委員会」を「専門会議」と改めます。

現行	改正案
<p>第九章 会議</p> <p><b>第二十二条</b> 本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>一 総会</p>	<p><b>第十四条</b> 会議</p> <p>1 本会の会議の種類及び構成員は、次のとおりとする。</p>

<p>二 役員会 三 運営委員会 四 サポーター委員会</p>	<p>(1) 総会・・・全会員 (2) 役員会・・・役員 (3) 運営会議・・・役員、出向委員及び通年サポーター代表 (4) 専門会議・・・通年サポーター及びスポットサポーター</p>
---	--

**【会議の構成と内容】**

・会員や役員の皆さまが手続きや意思決定の流れを理解しやすくするため、「総会」の開催に関する規定を整理するものです。あわせて、規約改正や新しい「多摩川小学校PTA運用ルール」の改正に関わる手順を明確にすることで、運営の流れが分かりやすくなるようにしています。

<p>現行</p>	<p>改正案</p>
<p><b>第二十三条</b> 総会は、全会員をもって構成され、次のとおりとする。</p> <p>一 本会の最高執行機関として次のことを議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内の決算報告ならびに承認。</li> <li>・年間事業計画の承認ならびに年度予算案の承認。</li> <li>・役員ならびに会計監査員の承認。</li> <li>・会則の変更。</li> </ul> <p>二 総会は、毎年一回春季に会長がこれを招集する。ただし、会長が緊急の必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>三 総会成立要件は全会員の1/3以上の出席とする。ただし、委任状を認めるものとする。</p> <p>四 議決は総会参加者の過半数の承認を要する。</p> <p><b>第二十四条</b> 役員会は、会務の執行機関として、役員をもって構成し、次のことを処理する。</p> <p>一 総会で議決された事項</p> <p>二 緊急を要する協議事項</p> <p>三 会則及び内規の制定案もしくは改正案の作成</p> <p>四 役員会で協議された事項は、運営委員会で報告または承認を要する。</p>	<p><b>第十四条</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 総会は、本会の最高決議機関とし、全会員をもって構成し、次のとおり開催する。</p> <p>(1) 総会は、定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とする。</p> <p>(2) 定期総会は、毎年1回、春季に会長が招集する。</p> <p>(3) 総会は、次の事項を審議し、決議する。</p> <p>イ 年度内事業報告及び決算の承認</p> <p>ロ 次年度事業計画及び予算の承認</p> <p>ハ 役員、出向委員及び会計監査委員の承認</p> <p>ニ 規約の改正</p> <p>ホ その他本会の運営に必要な事項</p> <p>(4) 総会は、全会員の3分の1以上の出席をもって成立するものとし、委任状による出席を認める。</p> <p>(5) 議決は、出席者の過半数の承認をもって決する。</p> <p>(6) 総会は、対面による開催のほか、書面決議又はオンラインによる開催を行うことができる。ただし書面決議による議決権の提出期間は、議案送付日から起算して7日以上14日以下とする。</p> <p>3 役員会は、会務の執行機関として会長が招集し、役員をもって構成し、次の事項を処理する。</p> <p>(1) 総会において議決された事項の執行</p> <p>(2) 緊急を要する協議事項</p> <p>(3) 規約及び本会運用ルールの制定案又は改正案の作成</p> <p>(4) その他会務の執行に必要な事項</p> <p>4 規約及び本会運用ルールの制定又は改正については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 規約の改正は、役員会の審議を経て運営会議で過半数の承認を得た後、総会又は臨時総会において出席会員の4分の3以上の承認を得なければ</p>

<p><b>第二十五条</b> 運営委員会は、会の代表機関として、役員及び会員のうち必要に応じ会長が指名した者をもって構成し、次のことを処理する。</p> <p>一 ・総会に提出する議案          ・会員からの提案事項          ・会員相互の連絡実務にあたる事項          ・必要に応じて委員会を設ける事          ・運営に関する内規の承認          ・その他、第二十四条第二項にかかる緊急を要する事項</p> <p>二 運営委員会は随時開かれ、委員の三分の一以上の出席を原則とする。議決は多数決による。</p> <p><b>第二十八条</b> 本会の活動に必要な事業を行う専門委員会として、サポーター委員会を置くものとし、必要な人員を確保するため、会員からサポーターを随時募集する。なお、サポーター委員会は、次の事業を行うこととする。</p> <p>一 広報活動に関すること          二 子供の安全見守りに関すること          三 ベルマーク運動の普及・回収・集計・物品との交換に関する活動          四 PTA主催行事の実施のほか、地域運動会やお祭りへの参加、学校主催行事への支援など、PTA本部が必要と判断した活動</p> <p><b>第二十九条</b> 校長、副校長はすべての会議に出席して意見を述べるができるものとする。</p> <p><b>第三十条</b> 会則の制定及び変更は総会の議決によるものとする。ただし、本会の運営に関し、必要な内規は、会則に反しないことを前提に、運営委員会の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>ならない。この場合の総会成立要件は第2項第4号を準用する。</p> <p>(2) 本会運用ルールの制定又は改正は、運営会議において出席者の過半数の承認を得るものとし、その内容を会員に報告する。</p> <p>5 運営会議は、役員、出向委員及び通年サポーター代表をもって構成し、本会の運営に係る事項の報告、審議及び承認を行う。</p> <p>(1) 議題の内容に応じて、会長が必要と判断した役員、出向委員及び通年サポーターの代表を招集することができる。</p> <p>(2) 規約改正に関する承認を行う場合は、通年サポーター代表のほか1名又は2名を招集し、役員と同数以上の通年サポーターの出席を当該会議の成立要件とする。議決は、出席者の過半数の承認を要する。</p> <p>6 専門会議は、通年サポーターが運営に関する事項について審議するものとする。会長が必要と判断した場合には、スポットサポーターを随時募集することができる。この場合、スポットサポーターの会議への出席の有無は問わない。</p> <p>7 校長及び副校長は、すべての会議に出席し、意見を述べるができるものとする。</p>
--	---

**【通年サポーター】**

・通年サポーターの役割や招集方法を明確にするため、規定を新たに設けるものです。これにより、通年サポーターとしての活動内容や運営上の手順が分かりやすくなります。

現行	改正案
<p>(記載無し)</p>	<p><b>第十三条</b> サポーター</p> <p>第三条の事業を行うため、役員とは別に会員の中から選出したサポーターを置くこととする。その総称を「通年サポーター」という。</p> <p>1 通年サポーターの種類、活動内容及び選出方法については、本会運用ルールに定める。</p> <p>2 通年サポーターの人数は、事業規模及び活動方針に応じて、年度ごとに変動することを妨げない</p>

	<p>い。</p> <p>3 活動の内容又は一定の時期において人員が不足し、又は補充が必要であると会長が判断した場合には、役員会による公募により、一時的にサポーターとして活動に参加することができる。このサポーターの総称を「スポットサポーター」という。</p> <p>4 第1項に定める通年サポーターの種類を追加、削除又は再編する場合には、役員会において本会運用ルールの変更案を作成し、運営会議の承認を得るものとする。また、その内容を会員に報告する。</p>
--	--

**【個人情報の取扱い】**

・個人情報の取扱いについては、その重要性を踏まえ、従来は内規に定めていた内容を規約に移行して明文化するものです。これにより、会員の皆さまに対して個人情報の取り扱い方針がより明確に示され、安心して活動に参加いただけるようにします。

現行	改正案
(記載無し)	<p><b>第十七条 個人情報保護</b></p> <p>1 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本規約及び本会運用ルールに記載された目的及び活動のために使用するものとする。</p> <p>2 本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会で適切に管理し、会員の退会時に破棄するものとする。</p> <p>3 本会が取得及び保持する会員の個人情報について、本人から開示、訂正又は削除等の申し出があったときは、速やかに対応するものとする。</p> <p>4 本会が取得及び保持する会員の個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得るものとする。</p>

**【役員への活動費支給】**

・役員への活動費支給については、従来は規約に記載がなかったことから、会費の使途の透明性を確保する観点で、新たに規定を設けるものです。

現行	改正案
(記載無し)	<p><b>第十八条 活動費</b></p> <p>1 年間の通信・交通・その他活動費として、教職員を除く本会役員に会費同等額を支給する。現金支給とし、各自が必要書類を会計担当役員に提出し精算する。</p>

**【慶弔】**

・本会の運営方針に関わる重要な事項であることから、従来は内規に定めていた内容を規約に移行して明記するものです。

現行	改正案
(記載無し)	<p><b>第十九条 慶弔</b></p> <p>1 本会は、会員又は会員の親族に慶弔事があった場合、役員会の決定に基づき、会としての祝意又は弔意を表すことができる。</p> <p>2 慶弔金の支出、記念品の贈呈方法及び対象範囲は、本会運用ルールによるものとする。</p>

**【同好会】**

・従来は内規にのみ記載されていたことから、本会の運営上の基準を明確化する観点で、規約に移行して記載するものです。

現行	改正案
(記載無し)	<p><b>第二十条 同好会</b></p> <p>1 本会には、会員の自主的な活動として同好会を置くことができる。</p> <p>2 同好会の設置、運営、活動内容は、会員相互の合意及び役員会の承認をもって行う。</p> <p>3 同好会の活動は、本会の目的に沿った範囲で行うものとし、営利を目的とした活動は行わない。</p> <p>4 同好会の会計は原則として同好会内で管理するが、本会運用ルールにより本会会計が一部補助することができる。</p>

**【附則】**

・規約改正に係る臨時総会は令和8年2月19日～2月28日までの期間、書面決議により実施するものとし、投票終了後、総会決議の成立をもって全面改正日とし、施行までに周知・準備期間を設けることで、運営上の混乱を防止するものです。

現行	改正案
	<p><b>第四十条</b> 本規約は、令和8年3月1日に全面改正し、令和8年4月1日から施行する。</p>